

平成19年度の労務に関する法改正について  
ついて教えて下さい(その3)

前号までにおいては、雇用保険、健康保健の改正点を取り上げてきました。今月は年金の改正点について紹介いたします。今回の改正で最も注目されている年金分割制度ですが、誤解も多いようで年金制度の理解が必要ですので

●年金関係の改正

(1) 厚生年金の分割制度開始 (H19. 4. 1)  
平成19年4月以降に離婚した場合、当事者間の合意又は家庭裁判所の手続きによって、厚生年金を分割することができます。多くのケースでは、夫の厚生年金を分割して妻がその分割された年金を受けるパターンではないでしょうか。年金分割の制度については、以前この紙面を取り上げていますので、今回は妻が分割を受けることを想定して、留意点を中心に概説します。

ポイント①	分割の対象となる期間は結婚から離婚まで
ポイント②	分割割合は分割される方の50%の範囲内
ポイント③	夫婦の合意又は家庭裁判所の決定が必要
ポイント④	平成19年4月以降の離婚が対象(19年4月前の婚姻期間は分割の対象となる)

\*留意点その①：基礎年金は対象外

離婚時に夫の年金額すべてのうちの50%がもたらされるわけではありません。分割の対象は厚生年金の報酬比例部分だけであり、基礎年金は対象外となります。

\*留意点その②：婚姻期間中の加入期間に限定

分割されるのは、婚姻中の厚生年金加入期間の部分に限られます。婚姻期間が短ければ、受け取れる年金もそれに応じて少なくなります。

\*留意点③：共働き夫婦の場合の分割

共働き夫婦で、妻も厚生年金に加入して働いた期間があれば、両者の受取額が同じになるまでしか分割されません。

\*留意点④：保険料納付記録が分割される

原則として、分割された保険料納付記録は厚生年金の額計算の基礎としますが、受給資格要件には算入されません。よって、妻自身が年金の受給資格要件を満たしていない場合は、自身の年金はもちろん、分割された年金も受給できません。

(2) 70歳以上の在職者に対する年金給付調整

(H19. 4. 1)

65歳後半の在職者の場合、年金が給付調整されています。この仕組みが、70歳以上の者にも拡大適用されることになりました。

【70歳以上の在職調整】

①	賃金と老齢厚生年金の合計額が48万円を上回る場合において、給付調整を行います
②	厚生年金保険料の徴収は行われません
③	この給付調整は、昭和12年4月1日以前生まれの者には適用されません

【在職調整の計算式】

$$\frac{\text{基本月額} - (\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 48 \text{万円})}{2}$$

(3) 遺族厚生年金の見直し (H19. 4. 1)

夫の死亡時に30歳未満で子供がいない場合は、遺族厚生年金は5年間の限定受給になります。また、遺族厚生年金に上乗せする「中高齢寡婦加算」も年齢制限が上がり、夫の死亡時に40歳以上(以前は35歳以上)の妻しか加算の対象になりません。

(4) 老齢厚生年金の繰り下げ制度 (H19. 4. 1)

繰り下げは65歳以降、1ヶ月単位で行われます。1ヶ月受け取りを遅らせる毎に、年金額が0.7%増額されます。繰り下げにより、65歳時点の老齢厚生年金額に比べ、一年で8.4%、5年で42%の増額になります。繰り下げの効果は、生涯、増額された年金を受給できることとなります。

(5) 国民年金保険料の改定 (H19. 4. 1)

平成19年度の国民年金の保険料は14,100円です。

赤井労務マネジメント事務所  
社会保険労務士 赤井孝文  
URL <http://www.6064.jp>